定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年七月二十二日

富山県富山市西田地方町三丁目六番二九号

青山測量設計株式会社

代表取締役　青山　容子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月二十二日

北九州市八幡西区桜ケ丘町九番九号

株式会社平和商会

代表取締役　髙井　欣司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月二十二日

沖縄県豊見城市字長堂四一五番地一

翔南製糖株式会社

代表取締役　仲里　源勇

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月二十二日

沖縄県うるま市字川田三三〇番地の一

球陽製糖株式会社

代表取締役　志良堂勝啓

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は株券提出日である平成二十七年八月二十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年七月二十二日

東京都墨田区押上一丁目一番二号

朝日カーメンテナンス株式会社

代表取締役　神崎　満

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である徐英源及び高田昭則が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二十二日

東京都西東京市芝久保町二丁目二二―三〇

ハピネス二一一〇二号

株式会社ＢＲＡＮＤＩＳ

日本における代表者　徐　英　源

日本における代表者　高田　昭則

限定承認公告

本籍大阪府八尾市萱振町二丁目三〇番地、最後の住所京都市下京区若宮通五条下る上錫屋町七二番地

被相続人　亡　鱧口　六男

右被相続人は平成二十七年一月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年七月三日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

千葉県松戸市殿平賀二八八―一

相続財産管理人　齋藤　八重

限定承認公告

本籍東京都台東区千束一丁目七九番地、最後の住所東京都台東区北上野二丁目一番八号

被相続人　亡　川瀬　行子

右被相続人は平成二十七年三月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年七月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

東京都中央区銀座四丁目九番六号陽光銀座三原橋ビル七階第一法律事務所

相続財産管理人　林　由美子

代理人弁護士　石崎　和彦

限定承認公告

本籍東京都三鷹市下連雀四丁目二一九番地、最後の住所大阪府河内長野市清見台五丁目九番五号

被相続人　亡　安井　雅男

右被相続人は平成二十六年十月二日死亡し、その相続人は平成二十七年七月九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十二日

大阪府河内長野市清見台五丁目九番五号

相続財産管理人　安井　寛子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月二十二日

東京都渋谷区神宮前三丁目二五番一八号

株式会社Ｂｌａｎｃｉｅｌ

代表取締役　中出　一誠

訂正公告

平成二十七年七月十四日掲載の株式会社ダイエーを分割承継会社、株式会社日本流通リースを分割会社とする吸収分割公告中、「乙は同法第七八四条第二項に基づき」とあるは「乙は同法第七八四条第一項に基づき」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月二十二日

扱　店

取消公告

平成二十七年七月七日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

平成二十七年七月二十二日

名古屋市西区名駅二丁目三四番一号

株式会社ブラス

代表取締役　河合　達明

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年六月十五日（号外第百三十三号）公布内閣官房令第四号（人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令）（原稿誤り）				
一下	七		「常勤職員」を「常時勤務	「七月一日現在における常勤職員」を「七月一日現在における常時勤務
二上	七～六	終りから	「常勤職員」を「常時勤務を要する官職を占める一般職員」に、「国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から支給される俸給が支給される職員」を「常勤職員」に、「常勤を要する官職を占める職員（常勤労務者等」を「常勤労務者等」に、	「常勤職員（国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から支給される俸給が支給される職員」を「常勤職員」に、「国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給を要する官職を占める職員（常勤労務者等」を「常勤労務者等」に、
二上	一三	終りから	十六日	二十六日
平成二十七年七月十日外務省告示第二百三十九号（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）（印刷誤り）				
二上	一三	終りから	十六日	二十六日
平成二十七年三月二十三日（号外第六十三号）厚生労働省告示第八十五号（指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）（原稿誤り）				
八下	一二	終りから	（法第115条の46）	（介護保険法第115条の46）
平成二十七年三月二十三日（号外第六十三号）厚生労働省告示第八十六号（指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）（原稿誤り）				
九上	一九	終りから	（平成十二年厚生省告示第二十号）	（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）
平成二十七年七月十三日関東地方整備局告示第二百九十二号（都市計画に関する件）（印刷誤り）				
六下	一〇	終りから	四丁目番二三号	四丁目一番二三号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十二日付第一六四号
五月十九日付衆会第二五号

六四ページ●同日付政府調達第一三六号一六ページ●
四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）